

公立大学法人青森公立大学教員採用及び昇任規程

平成 21 年 4 月 1 日
規程第 62 号

改正 平成 21 年 11 月規程第 145 号
改正 平成 23 年 3 月規程第 13 号
改正 平成 27 年 3 月規程第 15 号
改正 平成 28 年 9 月規程第 21 号
改正 平成 30 年 6 月規程第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成 21 年規程第 36 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、青森公立大学の教員職員の採用及び昇任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(発議)

第 2 条 教員職員（教授、准教授及び講師をいう。以下「教員」という。）の採用は、選考により行う。

2 教員の採用及び昇任の選考は、学長が、教育研究審議会の議に基づき教員人事の基
本方針に従い、理事長及び部局長（青森公立大学部局長会議規程（平成 21 年規程
第 13 号）第 3 条第 1 項第 2 号から第 6 号までに掲げる者をいう。）と協議し、発議
する。

(選考)

第 3 条 教員の採用及び昇任に係る選考は、別に定めるところにより設置する公立大学
法人青森公立大学人事委員会（以下「人事委員会」という。）の議に基づき、理事会
が行う。

2 人事委員会は、前項の規定により教員の採用及び昇任に係る選考の審議を行うに当
たっては、教育研究審議会（当該審議が法人の経営に関するものであるときは、教育
研究審議会及び経営審議会）の意見を徴しなければならない。

3 教育研究審議会は、業績審査委員会の審査結果の報告を踏まえ、審議する。

(教員の資格)

第 3 条の 2 教員の資格は、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 14 条か
ら第 16 条までの規定に従い、次条から第 6 条までに定めるところによる。

(教授の資格)

第 4 条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能
力があると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研
究上の業績を有する者

- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
(3) 大学において教授の経歴のある者
(4) 大学において准教授の経歴があり、担当する分野における教育研究上の業績が
あると認められる者

- (5) 芸術、体育等の分野を担当する場合にあっては、特殊の技能に秀で、教育の経
歴がある者

- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
(准教授の資格)

第 5 条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の
能力があると認められる者とする。

- (1) 前条に規定する教授となることのできる者
(2) 大学において准教授又は専任の講師の経歴のある者
(3) 大学において 3 年以上助手又はこれに準ずる職員として経歴がある者
(4) 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
(5) 研究所等に 5 年以上在籍し、研究上の業績があると認められる者

- (6) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有する者
(講師の資格)

第 6 条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
(1) 前 2 条に規定する教授又は准教授となることのできる者

- (2) その他特殊な専攻分野について教育上の能力があると認められる者

(業績審査委員会)

第 7 条 教員採用予定者及び昇任予定者の資格の審査をするため、学部教授会（以下「教
授会」という。）に業績審査委員会を設置する。

2 業績審査委員会は、教授会で互選された教員及び学部長が指名する教員で組織する。

3 前項に規定する業績審査委員会の構成員（以下「委員」という。）は、次の各号に
掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教授又はこれに準ずる者の採用及び教授への昇任 教授会構成員のうち教授の
職にある者で互選された教員 2 名及び学部長が指名する教員 2 名

- (2) 准教授又はこれに準ずる者の採用及び准教授への昇任 教授会構成員のうち准
教授以上の職にある者で互選された教員 2 名及び学部長が指名する教員 2 名

- (3) 講師の採用 教授会構成員で互選された教員 2 名及び学部長が指名する教員 2
名

(業績審査委員会の定足数)

第 8 条 業績審査委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席により成立するものとする。

(業績審査委員会の委員長)

第 9 条 業績審査委員会に委員長を置く。

員としての採用が決定された者は、この規程に規定する手続に基づき採用が決定された者とみなす。

附 則 (平成21年規程第145号)
(施行期日)

この規程は、平成21年11月30日から施行する。

附 則 (平成23年規程第13号)
(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第15号)
(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第21号)
(施行期日)

この規程は、平成28年9月16日から施行する。

附 則 (平成30年規程第17号)
(施行期日)

この規程は、平成30年6月22日から施行する。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 業績審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
(業績審査委員会の表決)

第10条 業績審査委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

- 2 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。
(募集方法等)

第11条 教員採用予定者に係る募集は、公募又は推薦によるものとする。

2 業績審査委員会は、履歴書及び業績目録等の審査のみを行うものとする。

3 業績審査委員会は、前項の審査の結果について、業績審査結果報告書に当該採用又は昇任に係る者の履歴書及び業績目録等を添えて、学部長に提出するものとする。

4 学部長は、前項の規定により提出された審査の結果を、教育研究審議会に報告するものとする。

5 学部長は、第3項の業績審査結果報告書、履歴書及び業績目録等を、人事委員会における当該採用又は昇任の可否に係る表決の後、教授会構成員に対し1週間以上縦覧に供するものとする。ただし、当該人事委員会の表決においてこれが否決されたときは、この限りでない。
(経過報告等)

第12条 学長及び学部長は、前条第2項の審査の経過について、業績審査委員会から報告を求めることができる。
(学長への内申)

第13条 人事委員会の長は、教員採用及び昇任の結果を、人事委員会の議事録を添付し学長へ内申するものとする。
(理事会への申出)

第14条 学長は、前条の結果に基づき、教員の採用及び昇任について理事会に諮るものとする。
(その他)

第15条 この規程の実施について必要な事項は、人事委員会の議を経て理事長が定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の日 (以下「施行日」という。) 前に青森公立大学教員採用及び昇任規程 (平成12年7月27日施行) に規定する手続に基づき施行日以後における教